

質問書に対する回答

(件名) 長野自動車道 一本松トンネル補強工事

No.	質問箇所	質問事項	回答
1	特記仕様書 頁73	24. 割掛対象表の項目に示す工事内容 【共通仮設費】 特記仕様書に記載されている有料道路料金費は、施工機械に関する記載しかありませんが、資材（生コン、碎石、支保工、コンクリート二次製品）や建設副産物に関する有料道路料金は該当する単価項目で計上すればよろしいでしょうか。	積算の内容についてはお答えできません。 関連する単価項目に必要な費用を計上してください。
2	特記仕様書 頁10	15. 貸与品に関する事項 特記仕様書に記載されている貸与品に、標識車(2 t)と標識(車載式)の記載がありますが、標識を標識車に載せて使用するのでしょうか。	標識車(2 t)とは、標識と車両が一体となっているものを言い、標識(車載式)とは、受注者が用意するトラックの荷台に標識を載せるものとお考えください。
3	特記仕様書 頁10 設計図面 57/121 58/121	15. 貸与品に関する事項 夜間通行止め工事期間の貸与品として、標識車-2台、標識-2基と記載があります。一方、夜間通行止め期間は、設計図面57, 58交通規制図(3)(4)より、安曇野IC(下り線本線)、安曇野料金所、麻績料金所の3箇所に標識車の設置が必要となります。1箇所分の標識車と標識は、受注者が持ち込むものとし、交通規制費に含めればよろしいでしょうか。	特記仕様書「15. 貸与品に関する事項」に示すとおり、夜間通行止め工事期間に標識車(2 t) 2台と受注者の用意するトラックの荷台に乗せた標識(車載式) 2基の計4台の使用が可能です。